

沼津市指定袋 認定基準

平成24年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この基準は、沼津市における廃棄物の処理及び清掃に関する規則（昭和47年沼津市規則第20号。以下「規則」という。）第4条第1項第3号に規定する指定袋の規格を定めるものとする。

(製造する指定袋の規格)

第2条 製造する指定袋の規格は、別図1及び次に掲げるものとする。

- (1) 材 質 規則第4条第1項第1号のとおり。
※有害ガスや温室効果ガス等の発生抑制に効果あるとされるものの混入を認める。
- (2) 形 状 ガセット式・平袋式（ひも付きも可）・ロール式
- (3) 容 量 大 45ℓ
中 30ℓ
小 20ℓ
極小 10ℓ
- (4) 厚 さ 大 0.015 mm 以上
中 0.015 mm 以上
小 0.015 mm 以上
極小 0.015 mm 以上
- (5) 色・透明度 規則第4条第1項第2号のとおり。ただし、色は、無色透明又は乳白色のものであること。
- (6) 強 度 引張強度 縦方向 19.6 MPa
〃 横方向 19.6 MPa
※ 改正後の引張強度試験については、JIS Z 1702 7.5に準拠すること
- (7) 開口部 切り口を軽く指で左右に滑らすと開口すること。
- (8) 印 刷 片面1色印刷 印刷色＝濃緑 印刷文字、図柄、レイアウトは別図1のとおり。
- (9) 認定番号表示 外袋及び別図1に示すところにより表示すること。

2 指定袋は、外袋から1枚ごと取り出せる形態とし、1セットの枚数は限定しない。

(頒布する指定袋の規格)

第3条 頒布する指定袋の規格は、別図2及び次に掲げるものとする。

- (1) 材質は、第2条(1)に準ずる。
- (2) 内容物が目視できる程度の透明性を有すること。
- (3) 容量が前条第1項に規定する指定袋の容量を越えないものであること。
- (4) 袋に別図2に掲げる表示をしたものであること。

付 則

この基準は、平成11年1月4日から施行する。

付 則

この基準は、平成11年6月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成13年8月2日から施行する。

付 則

この基準は、平成14年12月2日から施行する。

付 則

この基準は、平成15年10月29日から施行する。

付 則

この基準は、平成16年9月1日から施行する。

付 則

この基準は、平成24年7月1日から施行する。